

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）（抄）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

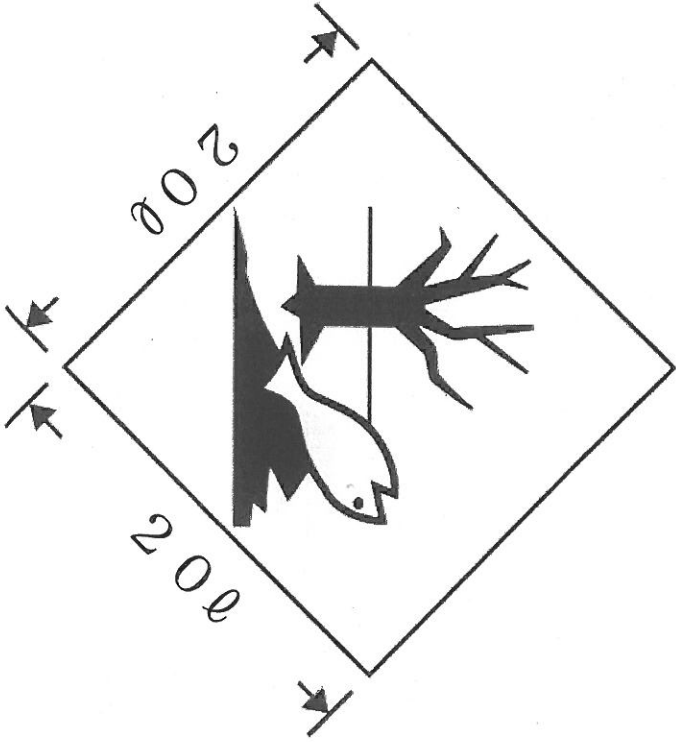
改 正 案	現 行
<p>（海洋汚染物質の輸送方法に関する基準）</p> <p>第三十七条の十七 法第四十三条の八第一項の船舶によりばら積み以外の方法で輸送される法第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質（以下「海洋汚染物質」という。）の輸送方法に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 船舶所有者又は船長は、次に掲げる事項について適正である旨を確認した後に輸送を行うこと。</p> <p>イ 海洋汚染物質を収納した容器及び包装は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内容物が海洋汚染物質であることを示す海水により消えるおそれのない標札（以下「標札」という。）（第四号の二様式）が付されているもの（当該内容物が大型容器（危規則第二条第二号の三に規定する大型容器をいう。）及び内容積が四百五十リットルを超えるIBC容器（危規則第二条第二号の四に規定するIBC容器をいう。）に収納されている場合には、相対する二側面に標札が付されているもの）であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 海洋汚染物質がコンテナ（危規則第五条の五に規定するコンテナをいう。以下同じ。）及びポータブルタンク（危規則第二条第二号の五に規定するポータブルタンクをいう。以下同じ。）に収納されている場合には、当該コンテナ及びポータブルタンクは、四側面すべてに標札が付されているもの（当該海洋汚染物質が内容積が三千リットル未満のポータブルタンクに収納されている場</p>	<p>（海洋汚染物質の輸送方法に関する基準）</p> <p>第三十七条の十七 法第四十三条の八第一項の船舶によりばら積み以外の方法で輸送される法第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質（以下「海洋汚染物質」という。）の輸送方法に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 船舶所有者又は船長は、次に掲げる事項について適正である旨を確認した後に輸送を行うこと。</p> <p>イ 海洋汚染物質を収納した容器及び包装は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内容物が海洋汚染物質であることを示す海水により消えるおそれのない標札（以下「標札」という。）（第四号の二様式）が付されているもの（当該内容物が大型容器（危規則第二条第二号の三に規定する大型容器をいう。）及び内容積が四百五十リットルを超えるIBC容器（危規則第二条第二号の四に規定するIBC容器をいう。）に収納されている場合には、相対する二側面に標札が付されているもの）であること。ただし、告示で定める容器及び包装にあつては、この限りでない。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 海洋汚染物質がコンテナ（危規則第五条の五に規定するコンテナをいう。以下同じ。）に収納されている場合には、当該コンテナは、四側面すべてに標札が付されているものであること。</p>

合には、相對する二側面に標札が付されているもの)であること。	<p>ニ 海洋汚染物質には、次に掲げる事項が記載された明細書が添えられていること。ただし、危規則第十七条第一項、第三十条第一項(第三十五条第一項において準用する場合を含む。)又は第三項(第三十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出又は交付される書類に次の(2)から(4)に掲げる事項が付記されている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 海洋汚染物質の主成分名</p> <p>(4) (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号から第四号までの規定は、告示で定める容器及び包装に収納された海洋汚染物質の輸送には適用しない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号から第四号までの規定は、告示で定める容器及び包装に収納された海洋汚染物質の輸送には適用しない。</p>
<p>4 第一項の規定は、船舶の航行又は人命の安全を保持するため当該船舶において使用する海洋汚染物質の輸送には適用しない。</p>	<p>3 第一項の規定は、船舶の航行又は人命の安全を保持するため当該船舶において使用する海洋汚染物質の輸送には適用しない。</p>
<p>ニ 海洋汚染物質には、次に掲げる事項が記載された明細書が添えられていること。ただし、危規則第十七条第一項、第三十条第一項(第三十五条第一項において準用する場合を含む。)又は第三項(第三十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出又は交付される書類に次の(2)から(4)に掲げる事項が付記されている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 海洋汚染物質(殺虫殺菌剤類に限る。)の主成分名及び濃度</p> <p>(4) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号から第四号までの規定は、告示で定める容器及び包装に収納された海洋汚染物質の輸送には適用しない。</p>

第4号の2様式 (第37条の17関係)

(注 1 0は、0.5センチメートル (コンテンツ及びポータブルタング (内容積が3000リットル未満のものを除く。)) に付す標札については、1.25センチメートル) 以上とする。ただし、この大きさの標札を付すことが困難となる場合にあつては、この限りでない。

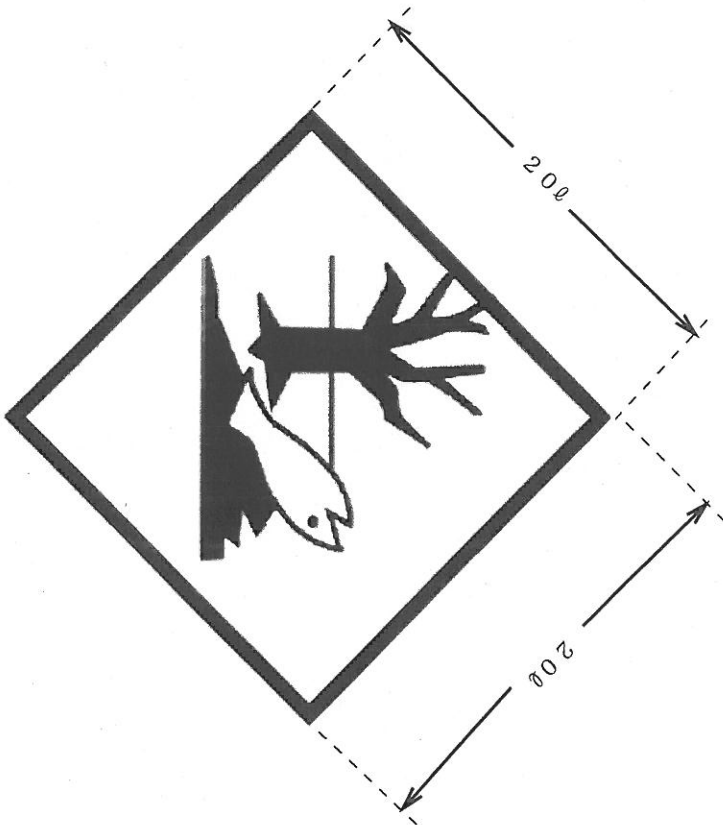
2 ふちの線の太さは2ミリメートル以上とする。) )



部分	色彩
地	白
線	黒
記号	黒

第4号の2様式 (第37条の17関係)

(注 0は、0.5センチメートル (コンテンツに付す標札については、1.25センチメートル) 以上とする。ただし、この大きさの標札を付すことが困難となる場合にあつては、この限りでない。)



部分	色彩
地	白
線	黒
記号	黒